

(証券コード1826)
平成30年6月11日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

佐田建設株式会社

代表取締役社長 **荒木 徹**

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.satakensetsu.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、米国政権の政策動向や近隣諸国の地政学リスクなどによる国内景気への影響などから、先行き不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資や民間設備投資は一定の水準を維持しておりましたが、労働者不足や原材料価格の高騰に伴う建設コストの上昇などにより不透明な状況が続くなかで、厳しい受注環境となりました。

当社グループはこのような状況下、経営資源を集中し人材の確保・育成の強化を図り、直面する厳しい事業環境にグループ一丸となって対応し、受注の獲得と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、土木関連106億5千3百万円(前期比26.4%減)、建築関連177億4千3百万円(前期比20.9%減)、兼業事業4億1千7百万円(前期比20.6%減)となり、合計で前期と比べ86億5百万円減少し288億1千4百万円(前期比23.0%減)となりました。

売上高は、土木関連110億1千7百万円(前期比0.0%増)、建築関連187億8千9百万円(前期比6.8%増)、兼業事業4億1千7百万円(前期比20.6%減)となり、合計で前期と比べ10億8千4百万円増加し302億2千4百万円(前期比3.7%増)となりました。

繰越高は、土木関連130億5千9百万円(前期比2.7%減)、建築関連124億4千3百万円(前期比7.8%減)となり、合計で前期と比べ14億9百万円減少し255億3百万円(前期比5.2%減)となりました。

営業利益は、工事採算性の向上などによる利益率の改善により、前期に比べ3億5千2百万円増加し14億5千万円(前期比32.1%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ3億6千8百万円増加し14億6千3百万円(前期比33.7%増)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の取崩による法人税等調整額1億5千7百万円の計上などにより、前期と比べ1億9千5百万円減少し10億7千万円(前期比15.5%減)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連95億4千7百万円(前期比28.1%減)、建築関連134億5千9百万円(前期比25.5%減)、兼業事業4億6千8百万円(前期比11.7%減)となり、合計で前期と比べ83億8千9百万円減少し234億7千5百万円(前期比26.3%減)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連41.5%、建築関連58.5%で

あり、発注者別比率では、官公庁工事52.7%、民間工事47.3%であります。

売上高は、土木関連98億7千9百万円(前期比1.1%増)、建築関連137億7千万円(前期比3.5%減)、兼業事業4億6千8百万円(前期比11.7%減)となり、合計で前期と比べ4億5千5百万円減少し241億1千8百万円(前期比1.9%減)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連41.8%、建築関連58.2%であり、発注者別比率では、官公庁工事54.5%、民間工事45.5%であります。

繰越高は、土木関連129億4千7百万円(前期比2.5%減)、建築関連116億4千3百万円(前期比2.6%減)となり、合計で前期と比べ6億4千2百万円減少し245億9千万円(前期比2.5%減)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連52.7%、建築関連47.3%であり、発注者別比率では、官公庁工事78.8%、民間工事21.2%であります。

営業利益は、連結と同様の理由により、前期に比べ1億9千8百万円増加し9億6千4百万円(前期比26.0%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ1億9千3百万円増加し10億6千1百万円(前期比22.3%増)となりました。

当期純利益は、繰延税金資産の取崩による法人税等調整額1億2千4百万円の計上などにより、前期に比べ1億5千万円減少し8億7千9百万円(前期比14.6%減)となりました。

② 部門別の事業の状況
(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	13,423	10,653	11,017	13,059
	建築関連	13,490	17,743	18,789	12,443
小 計		26,913	28,396	29,806	25,503
兼 業 事 業		—	417	417	—
合 計		26,913	28,814	30,224	25,503

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	13,279	9,547	9,879	12,947
	建築関連	11,954	13,459	13,770	11,643
小 計		25,233	23,006	23,649	24,590
兼 業 事 業		—	468	468	—
合 計		25,233	23,475	24,118	24,590

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

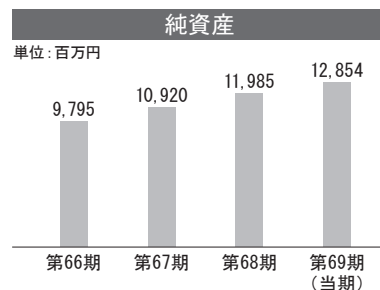
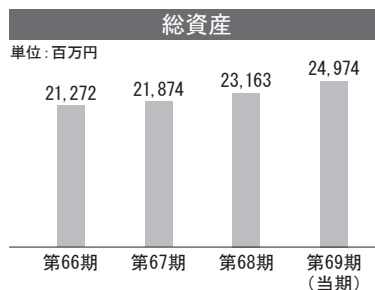
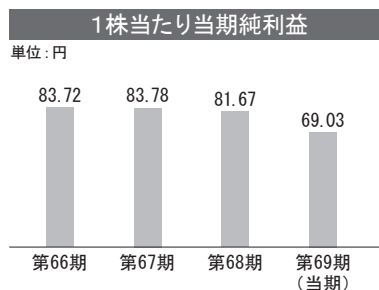
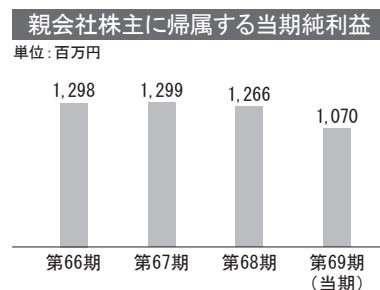
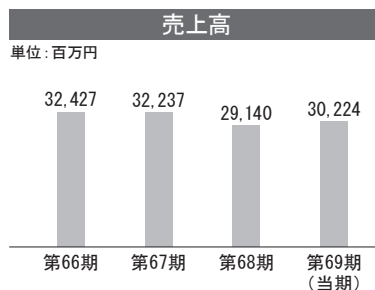
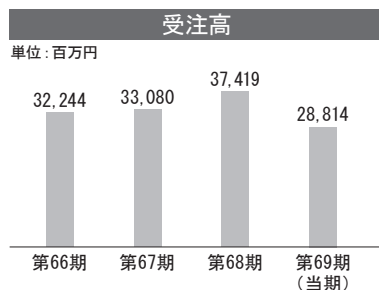
特に記載すべき事項はありません。

1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項 目 \ 期 別	平成26年度 第66期	平成27年度 第67期	平成28年度 第68期	平成29年度 第69期(当期)
受 注 高 (百万円)	32,244	33,080	37,419	28,814
売 上 高 (百万円)	32,427	32,237	29,140	30,224
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,298	1,299	1,266	1,070
1株当たり当期純利益 (円)	83.72	83.78	81.67	69.03
総 資 産 (百万円)	21,272	21,874	23,163	24,974
純 資 産 (百万円)	9,795	10,920	11,985	12,854

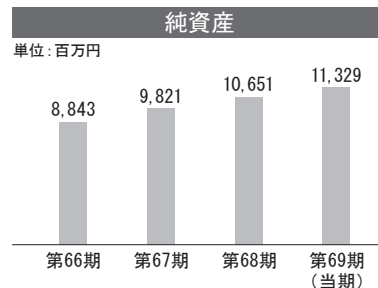
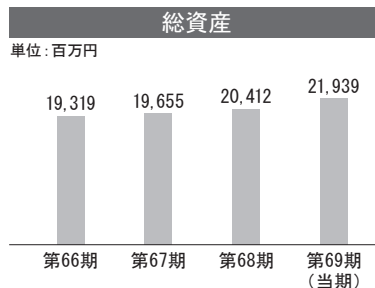
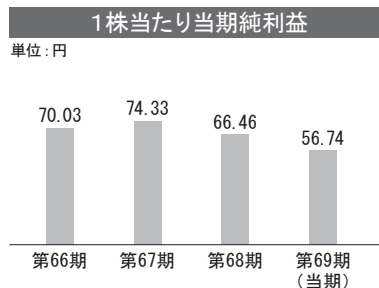
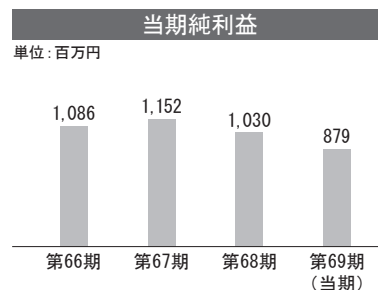
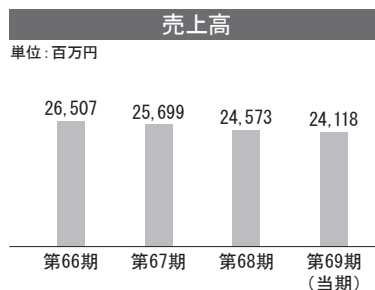
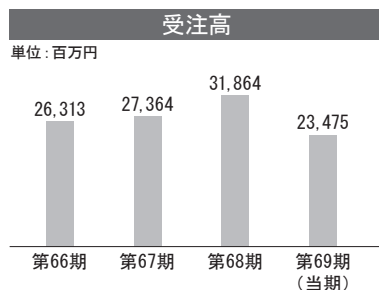
(注) 平成27年10月1日付で、普通株式5株を1株の割合で併合したため、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



② 当社の状況

項目 \ 期別	平成26年度 第66期	平成27年度 第67期	平成28年度 第68期	平成29年度 第69期(当期)
受注高(百万円)	26,313	27,364	31,864	23,475
売上高(百万円)	26,507	25,699	24,573	24,118
当期純利益(百万円)	1,086	1,152	1,030	879
1株当たり当期純利益(円)	70.03	74.33	66.46	56.74
総資産(百万円)	19,319	19,655	20,412	21,939
純資産(百万円)	8,843	9,821	10,651	11,329

(注) 平成27年10月1日付で、普通株式5株を1株の割合で併合したため、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響懸念があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果により、景気は緩やかに回復することが期待されます。

建設業界におきましては、公共投資は高水準を維持し、民間設備投資も企業収益の改善を背景に堅調に推移していくことが見込まれるものの、労務・原材料価格の上昇懸念などにより、不透明な状況が続くものと予測されます。

こうした状況下、当社グループは今後更に経営資源を集中し、人材の確保・育成の強化を図り、直面する厳しい事業環境にグループ一丸となって対応し利益の向上に邁進してまいります。また、顧客、株主および地域の皆様からの信頼と満足に応える企業を目指した「中期経営計画（2016～2018）」の確実な遂行に最大限の努力をしております。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-25）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（2）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社5社は建設工事の受注・施工を行っている他、株式会社前橋機材センターは建設用資機材の賃貸事業などを行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市	栃 木 支 店	栃 木 県 小 山 市
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区	茨 城 支 店	茨 城 県 下 妻 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	東 北 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
さいたま支店	埼 玉 県 さいたま市		
子 会 社			
佐 田 道 路 (株)	群 馬 県 前 橋 市	彩 光 建 設 (株)	埼 玉 県 さいたま市
(株) 島 田 組	群 馬 県 桐 生 市	(株)前橋機材センター	群 馬 県 前 橋 市
(株)リフォーム群馬	群 馬 県 前 橋 市		

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
457名	8名増	47.5才	22.3年

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
368名	9名増	46.9才	24.8年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名称	当社の出資比率	主要な事業内容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等
株式会社前橋機材センター	100.0%	建設用資材機器および機械装置の製造、販売および賃貸等

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、子会社の異動はありません。

③ 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。

1-8. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社足利銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社東和銀行	100百万円
三井住友信託銀行株式会社	84百万円
株式会社群馬銀行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,507,598株（自己株式13,635株を除く）
- ③ 当事業年度末の株主数 6,545名（前期末比437名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
佐 田 建 設 従 業 員 持 株 会	6,565百株	4.2%
株 式 会 社 群 馬 銀 行	6,371	4.1
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	6,296	4.1
齊 丸 千 代	5,450	3.5
佐 田 建 設 伸 佐 会 持 株 会	5,178	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,251	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,666	2.4
株 式 会 社 ヤ マ ト	3,222	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,788	1.8
東 京 石 灰 工 業 株 式 会 社	2,600	1.7

（注）持株比率は、自己株式（13,635株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 木 徹	株式会社ヤマト社外取締役
取 締 役	大 沢 智	土木本部長
取 締 役	黒 岩 典 之	営業本部長
取 締 役	柳 下 憲 司	建築本部長
取 締 役	多 田 満 之	営業本部副本部長
取 締 役	中 村 和 夫	管理本部長
取 締 役	林 章	公認会計士・税理士
常 勤 監 査 役	荒 井 清 彦	
監 査 役	関 口 卓 男	
監 査 役	丸 山 和 貴	弁護士、カネコ種苗株式会社社外取締役
仮 監 査 役	増 田 順 一	税理士

(注) 1. 当期中の取締役、監査役の異動

- ① 平成29年6月27日開催の第68回定時株主総会において、中村 和夫氏は、新たに取締役を選任され就任し、田島 順一氏は、第68回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
 - ② 仮監査役増田 順一氏は、平成29年11月30日に社外監査役星野 忠男氏が逝去され、社外監査役に欠員が生じたため、平成29年12月26日に前橋地方裁判所において、仮監査役として選任され、就任いたしました。
2. 取締役林 章氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役丸山 和貴、仮監査役増田 順一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役丸山 和貴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 仮監査役増田 順一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	8人	35百万円
監 査 役	5人	13百万円
計	13人	49百万円

- (注) 1. 監査役の支給人員および報酬等の額には、平成29年11月30日に逝去された社外監査役1名および平成29年12月26日付けで就任した仮監査役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、第69回定時株主総会において決議予定の役員賞与13百万円（取締役11百万円、監査役2百万円）を含めております。

3-3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
監査役	丸山 和貴	カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	林 章	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
監査役	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会10回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	星野 忠男	当事業年度に開催された取締役会9回のうち5回に出席し、監査役会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。
仮監査役	増田 順一	当事業年度に開催された取締役会のうち就任後に開催された3回すべてに出席し、監査役会には就任後に開催された3回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 社外監査役星野 忠男氏については平成29年11月30日の退任までの状況を、仮監査役増田 順一氏については、平成29年12月26日の就任後の状況を記載しております。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役林 章氏および社外監査役丸山 和貴氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

また、平成29年11月30日をもって社外監査役を退任いたしました星野 忠男氏との間でも同様の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社 外 取 締 役	1人	2百万円
社 外 監 査 役	3人	3百万円

(注) 1. 上記報酬等の額には、第69回定時株主総会において決議予定の役員賞与1百万円（社外取締役0百万円、社外監査役0百万円）を含めております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

4-2. 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	22百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認

められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部コンプライアンス課とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、経営企画部コンプライアンス課に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部コンプライアンス課が内部監査を兼担する。経営企画部コンプライアンス課は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対して毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止

等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部コンプライアンス課や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任ならびに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。

経営企画部コンプライアンス課は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様に更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。

取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、平成13年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は定例取締役会後開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通例的取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同

意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

- ② 当該使用人に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

5-8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

5-10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

5-11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。監査役会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

6-1. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営企画部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

6-2. コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。

6-3. リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・本支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

6-4. 内部監査

内部監査方針および監査計画に基づき、経営企画部コンプライアンス課が当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,000	流動負債	10,896
現金預金	8,827	支払手形	3,149
受取手形	325	工事未払金	4,881
完成工事未入金	9,752	買掛金	102
売掛金	91	短期借入金	382
未成工事支出金	31	1年内償還予定の社債	100
材料貯蔵品	69	未払金	168
未収入金	654	未払法人税等	184
繰延税金資産	218	未成工事受入金	633
その他	44	未払消費税等	82
貸倒引当金	△13	完成工事補償引当金	33
		賞与引当金	395
		役員賞与引当金	13
		工事損失引当金	212
		債務保証損失引当金	101
		その他	456
固定資産	4,974	固定負債	1,223
有形固定資産	4,301	社債	550
建物・構築物	1,146	長期借入金	52
機械・運搬具	39	長期未払金	5
器具・備品	38	再評価に係る繰延税金負債	443
土地	2,984	退職給付に係る負債	98
その他	92	その他	73
		負債合計	12,120
無形固定資産	45	(純資産の部)	
ソフトウェア	4	株主資本	11,889
電話加入権	31	資本金	1,886
その他	9	資本剰余金	2,048
投資その他の資産	627	利益剰余金	7,961
投資有価証券	369	自己株式	△5
破産更生債権等	404	その他の包括利益累計額	964
繰延税金資産	204	その他有価証券評価差額金	1
その他	53	土地再評価差額金	962
貸倒引当金	△404	純資産合計	12,854
資産合計	24,974	負債・純資産合計	24,974

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	29,806	
兼業事業売上高	417	30,224
売 上 原 価		
完成工事原価	27,105	
兼業事業売上原価	312	27,418
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,701	
兼業事業総利益	105	2,806
販売費及び一般管理費		1,355
営業利益		1,450
営業外収益		
受取利息配当金	1	
その他営業外収益	29	30
営業外費用		
支払利息	10	
その他営業外費用	6	17
経常利益		1,463
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		1,466
法人税、住民税及び事業税	238	
法人税等調整額	157	396
当期純利益		1,070
親会社株主に帰属する当期純利益		1,070

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成29年4月1日残高	1,886	2,048	7,092	△ 5	11,020
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△201		△201
親会社株主に帰属する当期純利益			1,070		1,070
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計			868	△0	868
平成30年3月31日残高	1,886	2,048	7,961	△5	11,889

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成29年4月1日残高	1	962	964	11,985
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△201
親会社株主に帰属する当期純利益				1,070
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	0		0	0
連結会計年度中の変動額合計	0		0	868
平成30年3月31日残高	1	962	964	12,854

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム群馬・彩光建設株式会社・株式会社前橋機材センター

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する対象会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金

個別原価法

材料貯蔵品

最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

3. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

4. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

5. 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

6. 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建物	1,015百万円
	土地	2,693百万円
	合計	3,709百万円
②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		3,628百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日

平成12年3月31日

③再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,013百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	15,521,233	—	—	15,521,233

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,407	228	—	13,635

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる228株であります。

(3) 配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	201	13.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日

- ・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成30年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	217	14.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式および債権であり、時価のある有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	8,827	8,827	—
(2) 受取手形	325	325	—
(3) 完成工事未収入金	9,752	9,752	—
(4) 投資有価証券（その他有価証券）	126	126	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(*1)	404 △404		
	—	—	—
資産計	19,031	19,031	—
(1) 支払手形	3,149	3,149	—
(2) 工事未払金	4,881	4,881	—
(3) 短期借入金(*2)	350	350	—
(4) 未成工事受入金	633	633	—
(5) 社債(*3)	650	649	△0
(6) 長期借入金(*4)	84	84	△0
負債計	9,748	9,748	△0

(*1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 短期借入金是一年以内返済予定の長期借入金が控除されております。

- (*3) 社債は一年以内償還予定の社債が含まれております。
- (*4) 長期借入金は一年以内返済予定の長期借入金であります。

①金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに (3) 完成工事未収入金
これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券（その他有価証券）
株式は取引所の価格によっており、債権は取引金融機関から提出された価格によっております。
- (5) 破産更生債権等
担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金並びに (4) 未成工事受入金
これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 社債、(6) 長期借入金
当社の発行する社債及び当社が調達する長期借入金の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

②非上場株式の時価の算定方法に関する事項

非上場株式（連結貸借対照表計上額243百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

5. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	828円91銭
1 株当たり当期純利益	69円03銭

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,697	流動負債	9,548
現金預金	6,772	支払手形	3,119
受取手形	185	工事未払金	3,898
完成工事未収入金	8,665	買掛金	84
売掛金	98	短期借入金	382
成工事支出金	34	1年内償還予定の社債	100
材料貯蔵品	17	未払払	126
未収入金	725	未払法人税等	140
繰延税金資産	193	未成工事受入金	545
その他	12	未払消費税等	46
貸倒引当金	△8	完成工事補償引当金	31
		賞与引当金	339
		役員賞与引当金	13
		工事損失引当金	212
		債務保証損失引当金	101
		その他	407
固定資産	5,242	固定負債	1,061
有形固定資産	4,012	社債	550
建物・構築物	1,124	長期借入金	52
機械・運搬具	18	長期未払金	5
器具・備品	38	再評価に係る繰延税金負債	443
土地	2,818	その他	10
その他	12	負債合計	10,609
無形固定資産	38	(純資産の部)	
ソフトウェア	3	株主資本	10,364
電話加入権	29	資本金	1,886
その他	5	資本剰余金	2,005
		資本準備金	1,940
投資その他の資産	1,190	その他資本剰余金	65
投資有価証券	367	利益剰余金	6,478
関係会社株	657	その他利益剰余金	6,478
破産更生債権	402	繰越利益剰余金	6,478
繰延税金資産	132	自己株	△5
その他	33	評価・換算差額等	964
貸倒引当金	△402	その他有価証券評価差額金	1
		土地再評価差額金	962
資産合計	21,939	純資産合計	11,329
		負債・純資産合計	21,939

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	23,649	
兼業事業売上高	468	24,118
売 上 原 価		
完成工事原価	21,740	
兼業事業売上原価	350	22,090
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,908	
兼業事業総利益	118	2,027
販売費及び一般管理費		1,062
営業利益		964
営業外収益		
受取利息配当金	67	
その他の営業外収益	41	109
営業外費用		
支払利息	9	
その他の営業外費用	4	13
経常利益		1,061
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		1,060
法人税、住民税及び事業税	56	
法人税等調整額	124	180
当期純利益		879

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
平成29年4月1日残高	1,886	1,940	65	2,005	5,800	5,800
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△201	△201
当期純利益					879	879
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計					678	678
平成30年3月31日残高	1,886	1,940	65	2,005	6,478	6,478

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成29年4月1日残高	△5	9,686	1	962	964	10,651
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△201				△201
当期純利益		879				879
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			0		0	0
事業年度中の変動額合計	△0	678	0		0	678
平成30年3月31日残高	△5	10,364	1	962	964	11,329

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 未成工事支出金 個別原価法
- ② 材料貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
(耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。)

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

- ③ 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- ④ 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- ⑤ 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。
- ⑥ 債務保証損失引当金
債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 社債発行費
支出時に全額費用として処理しております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務		
①担保に供している資産	建 物	1,015百万円
	土 地	2,693百万円
	合 計	3,709百万円
②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		3,310百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	149百万円
	短期金銭債務	101百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日

平成12年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額

△1,013百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	売上高	139百万円
	仕入高	710百万円
② 営業取引以外の取引による取引高		86百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	13,407	228	—	13,635

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる228株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、貸倒引当金損金算入限度超過額、税務上の繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額であります。なお、投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債とは相殺して表示しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	730円57銭
1株当たり当期純利益	56円74銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月10日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桂川 修一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福原 正三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 公認会計士 桂川 修一 ㊟
業務執行社員
指有限責任社員 公認会計士 福原 正三 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月10日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井清彦 ⑩

監査役 関口卓男 ⑩

社外監査役 丸山和貴 ⑩

社外監査役 増田順一 ⑩

(注) 社外監査役増田 順一氏は、平成29年11月30日に社外監査役星野 忠男氏が逝去されたことに伴い、社外監査役の法定員数を欠くことになったため、前橋地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申し立てを行い、平成29年12月26日に同裁判所より仮監査役（社外監査役）として選任され就任しております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営環境の変化に十分対処し得る財務体質を内部留保により図りながら、株主の皆様に対し安定配当を行うとともに、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績などを勘案し、増配することといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき14円（前期に比べ1円増配）

配当総額 217,106,372円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制ならびに経営監督機能の強化を図るため取締役2名（社外取締役1名）を増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あら き とおる 荒木 徹 (昭和24年2月20日生)	昭和54年5月 当社入社 平成9年3月 当社審査部長 平成15年6月 当社執行役員審査部長 平成16年6月 当社常務執行役員経営企画室審査部長 平成17年6月 当社取締役経営企画室審査部長兼法務相談室長 平成19年6月 当社常務取締役審査部長兼管理本部副本部長 (総務・コンプライアンス担当) 平成20年6月 当社代表取締役社長（現在） 平成27年6月 株式会社ヤマト社外取締役（現在）	20,500株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>荒木徹氏は、当社の取締役として13年、代表取締役社長として10年の経験を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、持続的な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	
2	やぎ した けん じ 柳下 憲 司 (昭和28年5月7日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社本社施工事業部建築部長 平成16年4月 当社建築本部工務部長 平成20年6月 当社執行役員首都圏建築部長兼建築部第一グループ長 平成22年5月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 平成24年4月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社常務執行役員東京支店長 平成25年6月 当社取締役東京支店長 平成26年6月 当社取締役建築本部長（現在）	6,138株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>柳下憲司氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、平成25年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	
3	なか むら かず お 中村 和 夫 (昭和32年10月16日生)	昭和51年3月 当社入社 平成18年6月 当社管理本部財務部次長兼財務グループ長 平成21年6月 当社管理本部財務部長 平成28年6月 当社執行役員管理本部財務部長 平成29年6月 当社取締役管理本部長（現在）	10,332株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中村和夫氏は、当社の管理部門における豊富な経験と実績に加え、平成29年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	多田満之 (昭和29年5月24日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年9月 当社営業部長 平成14年6月 当社取締役営業本部営業企画部長兼本店営業部 営業部長 平成16年4月 当社取締役営業本部営業推進部長 平成20年6月 当社常務取締役営業本部部長兼本店営業部長 平成21年3月 当社取締役営業本部部長兼本店営業部長 平成21年4月 当社取締役さいたま支店長 平成22年4月 当社取締役本店長 平成26年6月 当社取締役東京支店長 平成29年6月 当社取締役営業本部副本部長（現在）	18,300株
【取締役候補者とした理由】 多田満之氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、平成14年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。			
5	※ 土屋三幸 (昭和31年8月13日生)	昭和55年4月 当社入社 平成22年6月 当社建築本部工事部工事課工事次長 平成24年6月 当社リニューアル本部リニューアル部長 平成25年12月 当社建築本部工事部第一工事部長 平成27年6月 当社執行役員建築本部統括部長（現在）	5,511株
【取締役候補者とした理由】 土屋三幸氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、持続的な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、取締役候補者としております。			
6	※ 赤石和弘 (昭和33年8月11日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年6月 当社本店営業部次長 平成21年4月 当社営業推進部次長 平成23年6月 当社営業推進部長 平成26年6月 当社栃木支店営業部長 平成27年6月 当社栃木支店長 平成28年6月 当社執行役員栃木支店長（現在）	2,186株
【取締役候補者とした理由】 赤石和弘氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。			
7	※ 星野克行 (昭和34年1月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 当社大阪支店土木部長 平成26年7月 当社土木本部土木推進部長 平成28年6月 当社執行役員土木本部土木推進部長 平成29年6月 当社執行役員土木本部統括部長（現在）	17,260株
【取締役候補者とした理由】 星野克行氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	林 章 （昭和24年9月28日生）	昭和52年3月 公認会計士登録（現在） 昭和53年11月 税理士登録（現在） 昭和54年1月 林章事務所開設（現在） 平成20年6月 当社取締役（現在）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 林章氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外取締役として重要な役割を果たしていただいております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		
9	富岡 政明 （昭和30年10月12日生）	昭和59年12月 社会保険労務士登録（現在） 昭和61年3月 行政書士登録（現在） 平成11年6月 富岡労務管理事務所所長（現在） 平成18年11月 特定社会保険労務士登録（現在）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 富岡政明氏は、行政書士、特定社会保険労務士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 林 章、富岡 政明の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
林 章氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
林 章氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- また、富岡 政明氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

平成29年11月30日に社外監査役星野 忠男氏が逝去され、社外監査役に欠員が生じたため、平成29年12月26日に前橋地方裁判所において、仮監査役として増田 順一氏が選任され就任いたしました。仮監査役の任期は、本総会で後任の監査役が選任されるまでとなっております。

つきましては、あらためて監査役として増田 順一氏の選任をお願いしたいと存じます。

また、増田 順一氏は星野 忠男氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任監査役の任期が満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ 増田 順一 (昭和32年1月16日生)	平成17年7月 名古屋国税局調査部特別国税調査官 平成19年7月 関東信越国税局調査査察部調査第五部門統括国税調査官 平成21年7月 木曾税務署長 平成24年7月 関東信越国税局調査査察部調査審理課長 平成26年7月 関東信越国税局調査査察部調査管理課長 平成27年7月 関東信越国税局調査査察部次長 平成28年7月 長野税務署長 平成29年8月 税理士登録(現在) 平成29年12月 当社仮監査役(現在)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 増田順一氏は、税理士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 増田 順一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 増田 順一氏は社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数
増田 順一氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって半年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
増田 順一氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案し、当期末における取締役7名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、役員賞与総額1,320万円（取締役分1,070万円、社外取締役分50万円、監査役分200万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社6階会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



- ◆所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆交通 JR上越線・JR両毛線 新前橋駅西口徒歩約12分
- ◆電話 027(251)1551(大代表)